

こども家庭部

放課後の子どもたちの居場所づくり事業について

こども家庭部次世代育成課

1 事業の目的

- ・放課後や長期休業期間において、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、市民協働のもとで地域が自発的、主体的に行う安全・安心な子どもの居場所を提供する。
- ・子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2 事業の内容

- ・保護者の就労や児童の年齢制限がある放課後児童会とは別に、全児童を対象に新たな事業として平成 25 年度から本格実施する。
 - ・放課後の子どもたちの居場所づくり事業
(資料 1 のとおり)
- | | |
|---|-------------------|
| { | 放課後子どもたちの居場所づくり事業 |
| | 放課後子ども教室推進事業 |

3 今後のスケジュール

平成 25 年 1 月～ 試行実施

平成 25 年 4 月～ 本格実施

4 実施目標

- (1) 放課後子どもたちの居場所づくり事業
平成 29 年度までに 21 箇所を開設実施する。
- (2) 放課後子ども教室推進事業
平成 29 年度までに 2 箇所を開設実施する。

放課後の子どもたちの居場所づくり事業

事業名		浜松市放課後子どもたちの居場所づくり事業	浜松市放課後子ども教室推進事業
1	実施主体 (運営団体)	<u>市民活動団体</u> (実施主体と同じ団体)	<u>浜松市</u> (浜松市が委託する団体)
2	対象	市内 <u>全地域の全児童</u> (主に小学生)	<u>中山間地域及び放課後児童会未開設地域の全児童</u> (主に小学生)
3	開設日数 (平日に限る)	・放課後や長期休業期間において、概ね <u>週1回以上</u> の実施を原則 ・開設日数は <u>実施主体が決定</u>	・放課後や長期休業期間において概ね <u>週2回以上</u> の実施を原則 ・開設日数は <u>運営団体が決定</u>
4	開設時間	<u>実施主体が決定</u>	・平日は放課後～ <u>午後5時</u> ・長期休業期間は <u>午前9時～午後5時</u> を原則
5	開設場所	地域において安全・安心な居場所となる施設(建物)を <u>実施主体が決定</u>	地域において安全・安心な居場所となる施設(建物)を <u>運営団体が決定</u>
6	運営スタッフ等	・ <u>地域の運営ボランティア</u> により運営 ・運営ボランティアは <u>実施主体が確保</u>	・ <u>運営スタッフ</u> として安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターを配置して運営 ・運営スタッフは <u>運営団体が確保</u>
7	その他	・規約等により団体の内容を明らかにするものを提出 ・登録児童は概ね10名以上 ・申請書、実績報告書(いずれも添付書類等あり)を提出 ・傷害保険への加入 ・ <u>事業完了後に奨励金を交付</u>	・規約等により団体の内容を明らかにするものを提出 ・登録児童は概ね10名以上 ・事業計画書、実績報告書(いずれも添付書類あり)等を提出 ・傷害保険への加入

保育所待機児童の解消について

こども家庭部保育課

1 現状と課題

- ・保育所待機児童の解消を図るため、平成 20 年度から「安心こども基金」を活用した民間保育所の創設や既存保育所の増改築により、630 人の大幅な定員増を実施し、平成 23 年度から新たに認証保育所の利用者助成事業を開始した。
- ・保育所の利用児童数は年々増加しており、平成 24 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、166 人と平成 23 年 4 月の 115 人と比べ 51 人の増加となり、特定の区に待機児童が偏在する実態も大きな課題となっている。（下表参照）

（表） 区別待機児童数の内訳

単位：（人）

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H24.4.1	30	43	14	23	17	35	4	166
H23.4.1	20	41	7	12	8	25	2	115
増減	10	2	7	11	9	10	2	51

2 今後の方針

（1）増改築による定員増が限界となっている区への創設

東区、浜北区においては、増改築を実施できる保育所及び新たな認証保育所の確保が難しいことから、新たな民間保育所を 1 園ずつ創設する。

（2）民間保育所の創設と老朽化した公立保育所の廃園

待機児童の解消とともに、入所している児童の処遇改善及び安全性の向上を図るため、近隣地等に定員増を条件とした民間保育所を創設した後、廃園とする。

その際には、保護者及び入所児童に配慮した民間への移行が求められる。

（3）子ども・子育て新システムへの対応

幼稚園の動向を考慮する中で、幼保一体化に取り組む。特に、公立幼稚園と公立保育所が近隣に存立している地域については、優先して行う。

優先順位	2
------	---

乳幼児医療費、小・中学生医療費、母子家庭等医療費助成 制度改正について

こども家庭部子育て支援課

1 目的・理由

市民によりわかりやすい制度とすることと併せて、市民サービスを低下させることなく、公平な負担に視点をおいた見直しを図るため制度の改正を行う。

2 内容

現行

区分	乳幼児医療費	小・中学生医療費	母子家庭等医療費
①助成対象	0歳～就学前	小1～中3	0歳～20歳、保護者
②自己負担	入院1日500円 通院1回500円 (月5回目以降0円)	入院1日500円 通院1回500円	なし
③時間外の扱い	助成あり	助成なし	助成あり
④給付方式	現物給付	現物給付	自動償還払
⑤所得制限	なし	なし	あり

少子化対策推進体制について

こども家庭部次世代育成課

1 少子化の現状等

(単位：人)

浜松市	2005年	2015年	2025年	2035年	減少率 2035年/2015年
推計人口 (A)	804,032	810,046	787,378	747,669	-7.7%
うち年少人口 (B)	116,137	102,668	84,052	76,203	-25.8%
年少人口率 (B/A)	14.4%	12.7%	10.7%	10.2%	

(国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口 (平成 24 年 1 月推計) のうち、出生低位・死亡高位推計)

2 内容

- ・企画調整部、財務部、市民部、健康福祉部、こども家庭部、産業部のうち少子化対策に関連する事務を担当する組織を設置する。
- ・事務分掌上の規定ではなく、組織名称として「少子化対策」を明示する。

3 少子化対策担当組織の役割

対象	主な目的	対策例
①未婚者	結婚や、出産・子育てに対する不安の解消	・出会いの機会の創出 ・乳幼児とのふれあい体験
既婚者	子どもがいない既婚者	・子育て経験座談会 ・不妊治療に対する支援
	子どもがいる既婚者	・各種保育施策の充実 ・児童手当、乳幼児医療費助成などによる経済的支援 ・不妊治療 (二人目不妊) に対する支援
③事業主	ワークライフバランスの促進	・企業における子育て中の労働者への理解 ・「子育てに優しい企業」に対するインセンティブの付与 ・次世代認定マーク (くるみん) の取得促進 ・事業所内保育施設設置の推進
④学校	将来、親になる世代への早期の意識付け	・乳幼児とのふれあい体験 (再掲) ・子育て経験座談会 (再掲)
⑤市民・子ども育成団体	社会全体で子育てを支援する意識の醸成	・「男は仕事、女は家庭」という古い固定観念の払拭 ・子どもに対する声かけや見守りの推進 ・子どもを産まない選択をした女性、子どもを産めない女性への対応 ・非嫡出子 (婚外子) への対応

(参考)

- ・静岡県においては、複数の部局で所管していた少子化対策事業を、24年度から健康福祉部こども未来局に移管し、一体的な推進体制を整備した。

児童家庭支援センターの設置について

こども家庭部子育て支援課
児童相談所

1 主旨

- ・ 子ども・子育てをめぐる社会環境が変化する中で、全ての子どもと家庭のために子育て支援施策の充実に取り組んでいるが、虐待を受けた児童や保護者の適切な養育を受けられない児童が増えており、こうした児童は、公的責任をもって保護し、健やかに育てていく必要がある。
- ・ 要保護家庭の児童等が、健やかに育ち、社会参加していけるよう、更なる施策の充実に努める必要がある。
- ・ こうしたことから、児童相談所機能を補完し、子育て支援をバックアップする児童福祉の専門的機関である児童家庭支援センターを設置したい。

2 現状

- ・ 児童相談所の相談支援機能の充実に職員を増員を図ってきているが、相談件数の増加、内容の複雑化・多様化等により、適宜適切な対応が追いつかない状況である。
- ・ 国は、公的責任による養育機能として、里親等による家庭的養護を推進し、今後10数年で里親委託率30%以上を目指し、平成26年度の目標を16%としている。本市は、平成21年度13.5%、平成22年度11.8%と普及が進まない状況である。

3 児童家庭支援センターの概要

- ・ 地域に密着した相談支援体制を強化するため、要保護児童や家庭への相談や指導及び児童相談所等、関係機関との連携・連絡調整等を総合的に行う。
- ・ 国の子ども子育てビジョンによる児童家庭支援センター整備目標は、平成26年度までに120か所(平成23年10月87か所)であり、政令市は9市が設置している。

<事業内容>

- (1) 地域、家庭からの相談に応ずる事業（夜間相談）
- (2) 市の求めに応じ技術的助言等を行う事業
- (3) 児童相談所からの受託による児童及びその保護者への指導
- (4) 里親等への支援
- (5) 関係機関等との連携・連絡調整